

1. 件名：敦賀発電所2号機 使用済燃料ピット冷却浄化系点検における対応について

2. 日時：令和2年3月11日 14時55分～15時25分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房緊急事案対策室

児玉企画調整官、宮地防災専門官、岡村係長

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、東原子力規制専門員

日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）

発電管理室 プラント管理グループ 課長 他4名

5. 要旨

(1) 日本原電より、令和2年3月5日の面談時におけるコメントに関する内容を含め、使用済燃料ピット冷却浄化系点検に係る「敦賀発電所原子炉施設保安規定」及び「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）」の記載事項に対する運用管理等について、別添資料に基づき回答があった。日本原電からの主な説明は以下のとおり。

- 今回の作業に関する運用管理について、照射済燃料の移動作業が行われないよう措置を講ずるとともに既設の水位計等により使用済燃料ピット（以下「SFP」という。）の水位、温度を監視する。また、SFP水温の急激な上昇又はSFP水位の低下が発生し、SFP冷却等を開始する必要がある場合は、弁の緊急復旧、水張り等を実施する。
- 今回の弁点検作業期間中のSFP水温上昇について、使用済燃料の崩壊熱評価より、初期温度を20℃とした際、41℃まで上昇すると評価している。なお、SFP水温が45℃を超える場合、作業を中断する。
- 今回の弁点検作業におけるSFP水位管理下限をEL6.37mとし、作業期間中に当該管理値を下回り、かつ水張りを実施してもSFP水位が回復しない場合、防災業務計画に基づきAL31（使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ）を発出する。

(2) これに対して原子力規制庁は、その内容について了解した旨、回答した。また、本工事期間中のAL31についての運用について、文書の提出を求めた。

6. 提出資料

資料1：敦賀発電所2号機 使用済燃料ピット冷却浄化系弁点検における対応について